

第142期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年2月26日（水曜日）午前10時

開催場所

当社富山事業所
不二越ものづくりセンター2階
Kohki Hall

富山市不二越本町一丁目1番1号

議案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

議決権行使期限

2025年2月25日（火曜日）
午後4時35分まで

目次

第142期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	33
計算書類	35
監査報告	37

(証券コード 6474)
(発送日) 2025年2月7日
(電子提供措置の開始日) 2025年2月3日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目9番2号

株式会社 不二越

代表取締役 黒澤 勉
社長執行役員

第142期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第142期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nachi-fujikoshi.co.jp/ir/stockholders.html>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



銘柄名(不二越)または証券コード(6474)を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R 情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年2月25日（火曜日）午後4時35分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年2月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 富山市不二越本町一丁目1番1号
当社富山事業所 不二越ものづくりセンター2階 Kohki Hall

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第142期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第142期（2023年12月1日から2024年11月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

4. その他本招集ご通知に関する事項

本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表ならびに計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

従いまして、当該書面に記載の事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2025年2月26日(水曜日) 午前10時

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2025年2月25日(火曜日) 午後4時35分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンから議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従い、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご入力いただき、賛否をご入力ください。詳細は次ページをご参照ください。

行使期限 2025年2月25日(火曜日) 午後4時35分入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス(“なりすまし”)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」および「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。

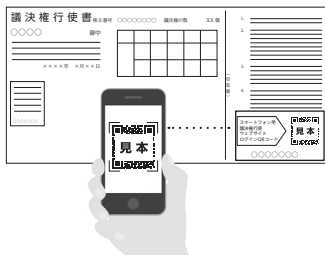
- ※ 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ※ 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

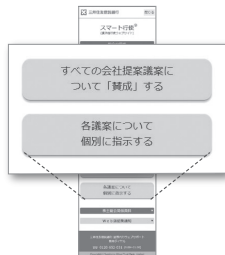
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

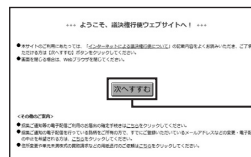
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

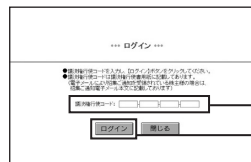
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当する考えであります。

第142期の期末配当金につきましては、この方針のもと、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金100円 総額 2,302,286,500円

前期に比べ1株につき10円減配となり、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年2月27日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1 再任	ほん ま ひろ お 本 間 博 夫 (1945年7月29日生)	1970年4月 当社入社 2001年2月 当社取締役 2002年7月 当社常務取締役 2004年2月 当社取締役副社長 2009年2月 当社取締役社長 2017年2月 当社取締役会長 2023年2月 当社取締役会長執行役員現在に至る	31,440株
	(候補者とした理由) 本間博夫氏は、当社において、代表取締役社長、代表取締役会長を歴任し、現在は取締役会長執行役員を務めております。経営トップとしての豊富な経験と高い見識を活かして、今後も経営を牽引することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。		
2 再任	くろ さわ つとむ 黒 澤 勉 (1965年3月8日生)	1989年1月 当社入社 2021年2月 当社取締役軸受構造改革担当、調達本部長 2023年2月 当社取締役社長執行役員現在に至る	6,688株
	(候補者とした理由) 黒澤勉氏は、当社において、2023年2月から代表取締役社長執行役員を務めており、経営全般に関する豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を活かして、今後も経営を牽引することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3 再任	原 英 明 (1960年1月17日生)	1983年4月 当社入社 2018年2月 当社取締役那智不二越(上海)貿易有限公司(現不二越(中国)有限公司)ロボットビジネスセンター長 2019年2月 当社常務取締役中国事業担当、不二越(中国)有限公司中国総代表 2023年2月 当社取締役常務執行役員製造統括本部長、人事担当、中国事業担当 2024年2月 当社取締役専務執行役員製造統括、人事担当、中国事業担当現在に至る	8,858株
(候補者とした理由) 原英明氏は、当社において軸受事業部長や中国地域統括会社の代表を歴任し、2024年2月から代表取締役専務執行役員を務めております。豊富な経験と高い見識を活かして、今後も経営を牽引することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。			
4 再任	古 澤 哲 (1959年6月4日生)	1982年4月 当社入社 2014年2月 当社取締役営業戦略本部副本部長、アセアン地区担当、欧州地区担当 2023年2月 当社取締役常務執行役員経営企画部長、海外営業担当、コンプライアンス本部長、海外人事担当 2024年2月 当社取締役常務執行役員経営企画担当、営業統括、海外営業担当現在に至る	9,236株
(候補者とした理由) 古澤哲氏は、当社において海外営業部門や経営企画部門に長く携わり、豊富な経験と深い知見を有しております。こうした経験と知見を活かして、今後も経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5 再任	澤崎裕一 (1962年3月1日生)	1986年4月 当社入社 2021年2月 当社取締役財務担当、財務部長 2023年2月 当社取締役常務執行役員財務担当、財務部長、調達担当 2024年2月 当社取締役常務執行役員財務担当、財務部長、総務担当、リスク管理総括現在に至る	7,617株
(候補者とした理由) 澤崎裕一氏は、当社において長年財務部門に携わり、財務・会計に関して深い知見を有しております。この知見を活かして今後も経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として再任をお願いするものであります。			
6 新任	佐々木法嗣 (1962年12月27日生)	1986年4月 当社入社 2017年2月 当社取締役営業戦略本部長、アセアン地区担当 2024年2月 当社執行役員韓国営業担当、軸受事業部軸受二輪拡販促進部長 2024年6月 当社執行役員アジア（韓国・台湾・アセアン・インド・ドバイ）営業担当、二輪営業担当現在に至る	6,170株
(候補者とした理由) 佐々木法嗣氏は、当社において主に海外営業部門に携わり、豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を活かして経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			
7 新任	国崎晃 (1968年1月8日生)	1990年4月 当社入社 2016年2月 当社取締役ロボット事業部長 2023年2月 当社執行役員DX推進担当 2024年11月 当社執行役員技術開発本部長、調達担当現在に至る	8,731株
(候補者とした理由) 国崎晃氏は、当社においてロボット事業部門に長く携わり、現在は技術開発本部長を務めております。こうした経験に基づく深い知見を活かして、経営全般に貢献することが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。			

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
8 再任	岡部洋 (1955年8月1日生)	1980年4月 久保田鉄工(株) (現(株)クボタ) 入社 2013年4月 (株)クボタ パイプシステム事業ユニット理事 (技術担当) 2020年2月 当社取締役現在に至る	1,530株
社外 独立	(候補者とした理由および期待される役割) 岡部洋氏は、(株)クボタにおいて水関連事業に長く携わり、パイプエンジニアリング部長他を歴任するなど、豊富な経験と高い見識を有しております。この経験と見識を活かして当社の経営を引き続き適切に監督していただくため、社外取締役として再任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 岡部洋氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 岡部洋氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項により、岡部洋氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、同氏の再任が承認された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告3.(5)に記載のとおりであり、各候補者が取締役に選任された場合、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本總會終結の時をもって監査等委員である取締役4名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	小林 昌行 (1954年5月2日生)	1977年4月 当社入社 2015年2月 当社常務取締役 2020年2月 当社常勤監査役 2023年2月 当社取締役(常勤監査等委員) 現在に至る	15,162株
再任	(候補者とした理由) 小林昌行氏は、当社において長年財務部門を担当し、2020年2月から常勤監査役を、2023年2月からは取締役(常勤監査等委員)を務めております。こうした経験に基づく深い知見を活かして、今後も経営を適切に監督・監査することが期待できるため、監査等委員である取締役として再任をお願いするものであります。		
2	山崎 昌一 (1956年11月21日生)	1979年4月 (株)北陸銀行入行 2011年6月 同行執行役員 2015年2月 当社常勤監査役 2023年2月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る	5,178株
再任	(候補者とした理由および期待される役割) 山崎昌一氏は、金融機関で培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営を引き続き適切に監督・監査していただくため、監査等委員である社外取締役として再任をお願いするものであります。		
社外			
独立			
3	澤近 泰昭 (1949年6月29日生)	1972年4月 大同製鋼(株)(現大同特殊鋼(株))入社 2005年6月 大同特殊鋼(株)取締役 2009年6月 理研製鋼(株)代表取締役社長 2023年2月 当社取締役(監査等委員) 現在に至る	184株
再任	(候補者とした理由および期待される役割) 澤近泰昭氏は、経営者として培われた豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の経営を引き続き適切に監督・監査していただくため、監査等委員である社外取締役として再任をお願いするものであります。		
社外			
独立			

招集(通知)

株主總會参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
4 再任	後藤 藤 恵 実 (1978年6月4日生)	2002年9月 マエサワ税理士法人入所 2006年2月 税理士登録 2012年1月 鳥山会計事務所入所 2014年5月 税理士法人深代会計事務所入所現在に至る 2023年2月 当社取締役(監査等委員)現在に至る	184株
社外 独立	(候補者とした理由および期待される役割) 後藤恵実氏は、税理士として培われた豊富な経験と幅広い経験を活かし、当社の経営を引き続き適切に監督・監査していただくため、監査等委員である社外取締役として再任をお願いするものがあります。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与しておりませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断いたします。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山崎昌一、澤近泰昭、後藤恵実の各氏は、社外取締役の候補者であります。なお、当社は、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 山崎昌一、澤近泰昭、後藤恵実の各氏の当社社外取締役(監査等委員)の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。なお、山崎昌一氏の在任期間は、当社社外監査役としての在任期間を通算すると10年であります。
4. 当社は、会社法第427条第1項により、山崎昌一、澤近泰昭、後藤恵実の各氏との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としており、各氏の再任が承認された場合、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の内容の概要は、事業報告3.(5)に記載のとおりであり、各候補者が監査等委員である取締役に再任された場合、当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

【ご参考：本総会後の取締役会のスキル・マトリックス】

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

地位・氏名			専門性、経験						
			企業経営	営業・マーケティング	製造	技術開発	グローバル	財務会計	法務・リスク管理
取締役	本間博夫		○	○	○		○	○	○
代表取締役	黒澤勉		○	○	○		○		○
代表取締役	原英明		○	○	○		○		
取締役	古澤哲		○	○			○		○
取締役	澤崎裕一		○				○	○	○
取締役	佐々木法嗣		○	○	○		○		
取締役	国崎晃		○		○	○	○		
取締役	岡部洋	独立社外	○	○	○	○	○		○
取締役 (常勤監査等委員)	小林昌行		○					○	○
取締役 (監査等委員)	山崎昌一	独立社外	○				○	○	○
取締役 (監査等委員)	澤近泰昭	独立社外	○	○	○			○	○
取締役 (監査等委員)	後藤恵実	独立社外						○	○

以上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

事業報告 (2023年12月1日から 2024年11月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期における当社グループをとり巻く環境は、自動車分野を含め経済活動の緩やかな回復が進み、日本・米州をはじめとする先進国経済の持ち直しが見られました。一方で、ウクライナ侵攻や中東情勢の緊迫化、米国の保護主義政策に伴う影響など、先行き不透明な状況が継続していることに加え、中国・欧州経済の低迷など、一部で事業環境の厳しさが増しております。

このような状況のもと、当社グループは、中長期的な脱炭素・EV化をはじめとする産業構造の大変革を見据え、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器、そして特殊鋼事業をあわせ持つ総合機械メーカーとしての特長を活かし、ユーザーのものづくりに寄与する新商品の開発や技術提案などにより、受注・売上の拡大にとり組んでおります。また、利益の改善に向けて、設備や人員の適正化、標準ベアリングの集約生産、さらには全部門を対象とした合理化、内製拡大など、事業全般の構造改革をより一層推進しております。

以上の結果、当期の連結売上高は、米州の産業機械・市販分野において需要が拡大しましたが、中国および欧州の建設機械・産業機械分野などでの需要減少や国内の一部自動車メーカーでの減産を受け、2,398億円と前期に比べ9.6%の減収となりました。このうち、国内売上高は1,174億円（前期比6.3%減）、海外売上高は1,224億円（同12.6%減）であります。利益面につきましては、原材料価格上昇分の販売価格への転嫁や、生産ラインの自動化・合理化、調達コストダウンにとり組み、為替も円安で推移しましたが、ロボット・油圧機器などでの操業度の悪化が大きく影響し、営業利益は66億円（同44.1%減）、経常利益は42億円（同61.6%減）となりました。また、資本効率の向上をはかるために政策保有株式を縮減し、投資有価証券売却益として36億円を特別利益に計上、一方で余剰設備や人員の適正化を推し進め、構造改革費用として42億円を特別損失に計上し、親会社株主に帰属する当期純利益は33億円（同48.2%減）となりました。

事業分野別の業況につきましては、次のとおりであります。

機械工具事業では、中国自動車メーカーの設備投資計画の見直しに伴うロボット需要の減少や、中国の産業機械分野での工具・工作機械の需要減少により、売上高は775億円（前期比9.3%減）となりました。

部品事業では、中国・欧州の建設機械メーカーの生産調整により油圧機器の需要が減少したことに加え、国内の一部自動車メーカーでの減産、市販代理店の在庫調整に伴い、ベアリング需要が減

少した結果、売上高は1,463億円（同10.5%減）となりました。

その他の事業では、国内での特殊鋼需要の減少を受け、売上高は159億円（同3.1%減）となりました。

事業分野別売上高

区 分		第 141 期 (2023年11月期)		第 142 期 (2024年11月期)		増 減	
		金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	増 減 率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
	工 具	34,062	12.8	33,237	13.8	△ 825	△ 2.4
	工 作 機 械	13,359	5.1	13,360	5.6	1	0.0
	ロ ボ ッ ト	38,031	14.3	30,902	12.9	△ 7,129	△ 18.7
	機 械 工 具 事 業 計	85,453	32.2	77,500	32.3	△ 7,953	△ 9.3
	ベ ア リ ン グ	91,767	34.6	85,727	35.7	△ 6,039	△ 6.6
	油 圧 機 器	71,741	27.0	60,671	25.3	△ 11,070	△ 15.4
	部 品 事 業 計	163,508	61.6	146,398	61.0	△ 17,109	△ 10.5
	特 殊 鋼	14,717	5.5	14,182	5.9	△ 535	△ 3.6
	そ の 他	1,784	0.7	1,811	0.8	27	1.5
	そ の 他 の 事 業 計	16,501	6.2	15,993	6.7	△ 507	△ 3.1
	合 計	265,464	100.0	239,892	100.0	△ 25,571	△ 9.6

(2) 設備投資および資金調達の状況

当期に実施いたしました設備投資の総額は117億円であり、その主なものは、海外における工具、ベアリングの生産体制の構築、日本における工具、ベアリング、特殊鋼の生産能力増強ならびに合理化投資であります。

上記の資金は、自己資金および借入金により調達いたしました。

(3) 対処すべき課題

当社グループをとり巻く事業環境は、当社の主要な事業領域である自動車分野では、新興EVメーカーの台頭や、自動車メーカーの再編が進んでおります。さらに、カーボンニュートラルに向け、自動車分野においては、EV化に向けた取り組みが着実に進んでおり、産業機械分野を含め、ものづくりのDX・AIによる商品開発や生産性向上、SDGsをはじめとした社会・環境問題への対応の要求などが高まっております。

当社グループといたしましては、このような産業構造の大変革に対し、総合機械メーカーとしての独自性を活かし、新しいビジネスチャンスを創出してまいります。とくに海外市場に向けては、営業・サービス、製造・調達、研究開発の各面で体質を強化して、市場の動き・ニーズを捉え、ロボットを核に全部門の技術を連携・結集した競争力のある商品・サービスを拡販してまいります。さらに、需要の変化に対応する世界の工場再編や、自動化・合理化により生産性を高め、業績の一層の向上に努めてまいります。そして、事業活動を通して、環境・社会・ガバナンスなどの課題にとり組み、持続的な企業成長を目指してまいります。

株主の皆様をはじめ関係者の皆様には、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第139期 (2021年11月期)	第140期 (2022年11月期)	第141期 (2023年11月期)	第142期(当期) (2024年11月期)
売上高	229,117 百万円	258,097 百万円	265,464 百万円	239,892 百万円
営業利益	14,718 百万円	17,025 百万円	11,873 百万円	6,636 百万円
経常利益	14,457 百万円	17,100 百万円	11,028 百万円	4,236 百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	9,993 百万円	12,237 百万円	6,469 百万円	3,351 百万円
1株当たり当期純利益	418.09 円	513.17 円	276.92 円	144.10 円
総資産	319,312 百万円	357,457 百万円	370,324 百万円	334,757 百万円
純資産	138,211 百万円	156,367 百万円	169,520 百万円	164,665 百万円
1株当たり純資産額	5,470.18 円	6,330.16 円	6,980.96 円	6,969.20 円

(5) 主要な事業内容

当社グループの事業および主要製品は次のとおりであります。

機械工具事業	切削工具、塑性加工工具、切断工具、 工作機械、機械加工システム、 ロボット、ロボットシステム
部品事業	ベアリング、油圧機器、カーハイドロリクス
その他の事業	特殊鋼、コーティング、工業炉

(6) 主要な事業拠点

① 当社

本社	東京都港区東新橋一丁目9番2号（汐留住友ビル）
支社	東日本（東京都）、中日本（愛知県）、西日本（大阪府）
支店	北関東（群馬県）、東海（静岡県）、北陸（富山県）、 中国四国（広島県）、九州（福岡県）
営業所	北海道、福島、山形、信州（長野県）
事業所	富山、東富山、滑川、水橋、流杉（以上、富山県）

② 子会社

国内	株式会社ナチ関東（東京都） 株式会社ナチ常盤（東京都） 株式会社ナチベアリング製造（富山県）
海外	NACHI AMERICA INC.（アメリカ） NACHI EUROPE GmbH（ドイツ） 不二越（中国）有限公司 那智不二越（江蘇）精密機械有限公司（中国） NACHI TECHNOLOGY（THAILAND）CO., LTD.（タイ）

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
6,943名	261名減

(8) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社ナチ関東	60百万円	100.0%	工具・ベアリング・油圧機器等の販売
株式会社ナチ常盤	92百万円	67.2%	工作機械・ロボット・油圧機器等の販売
株式会社ナチベアリング製造	89百万円	*100.0%	ベアリング製造
NACHI AMERICA INC.	56,160千米ドル	100.0%	工具・ベアリング・油圧機器等の販売
NACHI EUROPE GmbH	1,615千ユーロ	100.0%	工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売
不二越（中国）有限公司	250,516千元	100.0%	工具・ロボット・ベアリング・油圧機器等の販売
那智不二越（江蘇）精密機械有限公司	144,957千元	100.0%	工具・ロボット・油圧機器・カーハイドロリクス製造
NACHI TECHNOLOGY (THAILAND) CO., LTD.	1,491百万パーツ	100.0%	ベアリング製造販売 工具・ロボット・油圧機器等の販売

(注) *は子会社による出資を含む比率であります。

(9) 主要な借入先および借入額の状況

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	10,970
株式会社北陸銀行	6,985

百万円

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式総数 24,919,343株
 (うち自己株式数 1,896,478株)
 (3) 株主数 18,370名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
那 智 わ ね い 持 株 会	2,686	11.67
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,747	7.59
ナ チ 不 二 越 従 業 員 持 株 会	1,416	6.15
ナ チ 取 引 店 持 株 会	1,019	4.43
株 式 会 社 北 陸 銀 行	865	3.76
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	793	3.44
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	754	3.28
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	661	2.87
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	617	2.68
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	505	2.19

- (注) 1. 自己株式(1,896千株)は上記大株主から除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 自己株式には役員向け株式交付信託が所有する当社株式232千株を含んでおりません。

- (5) 当期に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
 当期に交付した株式報酬の内容は次のとおりであります。

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）	20,660株	5名

(注) 株式報酬制度の内容の概要は、下記3. (2)①(d)に記載のとおりであります。

招集（通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長 執 行 役 員	本 間 博 夫	
代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	黒 澤 勉	
代 表 取 締 役 専 務 執 行 役 員	原 英 明	製 造 統 括、人 事 担 当、中 国 事 業 担 当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	古 澤 哲	経 営 企 画 担 当、営 業 統 括、海 外 営 業 担 当
取 締 役 常 務 執 行 役 員	澤 崎 裕 一	財 務 担 当、財 務 部 長、総 務 担 当、リ ス ク 管 理 総 括
取 締 役 執 行 役 員	畑 崎 志 郎	北 米 営 業 担 当、コ ン プ ラ イ ア ン ス 本 部 長
取 締 役 執 行 役 員	吉 田 直 純	材 料 開 発 担 当
取 締 役	岡 部 洋	
取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	小 林 昌 行	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 崎 昌 一	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	澤 近 泰 昭	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	後 藤 恵 実	税 理 士 (税 理 士 法 人 深 代 会 計 事 務 所)

- (注) 1. 2024年2月27日開催の第141期定時株主総会において、新たに、畑崎志郎、吉田直純の両氏が取締役に選任され就任いたしました。また、林秀憲、牛丸裕之の両氏が任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 取締役岡部洋、取締役(監査等委員)山崎昌一、同澤近泰昭、同後藤恵実の各氏は、社外取締役であります。
3. 取締役(常勤監査等委員)小林昌行氏は当社財務部門における長年の経験があり、取締役(監査等委員)山崎昌一氏は金融機関における長年の経験があり、同後藤恵実氏は税理士としての長年の経験が

あり、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 監査の実効性を確保するため、小林昌行氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 取締役岡部洋、取締役（監査等委員）山崎昌一、同澤近泰昭、同後藤恵実の各氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

招集
通知

株主
総会
参考
書類

事業
報告

計算
書類

監査
報告

(2) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2024年2月27日開催の当社取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、断りがない限り、①において同じとします。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について決議しております。同決定方針の内容は以下のとおりであります。

(a) 基本方針

当社取締役の報酬は、業績の向上および中長期的な企業価値の増大に向けて職責を担っていくことの対価として、優秀な人材の確保、維持ができるよう相応の水準とすることを基本方針とする。具体的には、外部の客観的な報酬のデータを参考に、当社取締役の報酬がかかる水準となるよう取締役報酬内規を定め、かかる内規に基づいて、当社取締役の報酬は、基本報酬、業績連動報酬および株式報酬から構成される。ただし、社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支給するものとする。

なお、当社は、取締役の報酬の決定手続の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の決議により選定した3名以上の取締役（監査等委員である取締役を含む。）で構成し、その過半数を独立社外取締役（監査等委員である取締役を含む。）とする、指名・報酬委員会を設置する。

(b) 基本報酬に関する方針

基本報酬は、固定の月額報酬とし、各取締役の職位・担当（執行役員としての職位・担当を含む。）を基礎に、取締役報酬内規に基づいて算定するものとする。

(c) 業績連動報酬に関する方針

業績連動報酬は、各事業年度の業績（営業利益）、株主への配当、従業員賞与水準等を総合的に勘案して、取締役報酬内規に基づき算定し、役員賞与として原則として年1回12月に支給するものとする。

(d) 株式報酬に関する方針

当社は、当社取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、当社取締役が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、株式報酬制度を導入している。当該制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に對して交付されるものである。ポイントは、株式交付規程に基づき、各取締役の役位等に応じて付与される。なお、株式交付時期は、原則として取締役（監査等委員である取締役を含む。）の退任時とする。

- (e) 基本報酬、業績連動報酬および株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬（賞与）の割合は、当社の主要な需要が自動車・産業機械向けであり、同業界の動向に業績が左右されやすい状況も勘案して、報酬総額の概ね25%程度以内とする。

- (f) 個人別の報酬の内容の決定の委任に関する事項

個人別の報酬は、取締役報酬内規に基づき、外部の客観的な報酬のデータを参考として、当社の業績や経営内容、事業環境、および職位・等級などを総合的に考慮した所定の方式により算定し、取締役会は、あらかじめ指名・報酬委員会へ諮問し、諮問に対する答申を最大限尊重して当該内容を決定することを条件として、最終の決定を取締役会議長に一任する旨の決議を行うものとする。

② 取締役の報酬等の総額

区分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	株式報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く）	445	358	－	87	10
取締役（監査等委員）	61	61	－	－	4
合計	507	419	－	87	14
（うち社外役員）	(46)	(46)	(－)	(－)	(4)

- (注) 1. 上記の取締役の人員には、2024年2月27日開催の第141期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬（賞与）に係る業績指標は営業利益であり、その実績は上記1. (4)に記載のとおりであります。当該指標を採用した理由は、当社が業績評価の指標として、企業本来の営業活動の成果を反映する当該指標を重視しているためであります。業績連動報酬の算定方法は、上記①(c)に記載のとおりであります。
4. 株式報酬の額は、当期に付与したポイントに係る費用計上額であります。株式報酬制度の内容の概要は上記①(d)に記載のとおりであり、当期に交付した株式報酬の内容は上記2. (5)に記載のとおりであります。
5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年2月22日開催の第140期定時株主総会において年額1,000百万円以内（うち社外取締役分年額100百万円以内）と決議いただいております（ただし、使用人分給与は含まない。）。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役1名）であります。
- また、当該報酬限度額とは別枠で、2023年2月22日開催の第140期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬制度の改定および継続を決

議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の員数は7名であります。

6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2023年2月22日開催の第140期定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
7. 取締役会は、あらかじめ指名・報酬委員会へ諮問し、諮問に対する答申を最大限尊重して当該内容を決定することを条件として、取締役会議長である取締役会長執行役員本間博夫氏に対し、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本注において同じ。）の個人別の報酬の最終の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには取締役会長執行役員が適していると判断したためであります。
なお、取締役会は、当期に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が上記①に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

社外取締役（監査等委員）の後藤恵実氏は、税理士法人深代会計事務所の税理士であります
が、同事務所は当社と取引がありません。

② 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	出 席	状 況
社 外 取 締 役	岡 部 洋	取締役会 全14回中14回	—
社 外 取 締 役 (監査等委員)	山 崎 昌 一	取締役会 全14回中14回	監査等委員会 全12回中12回
社 外 取 締 役 (監査等委員)	澤 近 泰 昭	取締役会 全14回中14回	監査等委員会 全12回中12回
社 外 取 締 役 (監査等委員)	後 藤 恵 実	取締役会 全14回中14回	監査等委員会 全12回中12回

各人がその経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。また、それぞれ豊富な経験と高い見識を活かして当社の経営を適切に監督しており、社外取締役に期待される役割を果たしております。なお、山崎昌一、澤近泰昭、後藤恵実の各氏は、指名・報酬委員会の委員として同委員会に出席し、適宜意見を述べております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役および管理職従業員を被保険者として、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該契約は、被保険者がその業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（法律上の損害賠償金および争訟費用）を填補するものであります。ただし、被保険者が私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因する場合、被保険者の犯罪行為に起因する場合、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合等は填補の対象となりません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 E Y新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	63百万円
当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性・独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等に、必要に応じて会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。また、会社法第340条第1項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

5. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社グループの企業価値の根源を十分に理解し、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社では、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方については、当社株式の市場における自由な取引を通じて決まるものであり、特定の株主または株主グループによって当社株式の大規模買付行為（「大規模買付行為」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）が行われた場合であっても、これを受け入れるか否かは、最終的に株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えております。

しかしながら、大規模買付行為は、それが成就すれば、当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。こうした事情に鑑み、当社は、大規模買付者（「大規模買付者」の定義につきましては、下記(2)②(a)をご参照ください。）をして株主の皆様への判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様への判断の参考に供すること、場合によっては当社取締役会が大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様へ提示することも、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、今日、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も決して否定できない状況にあります。このような当社グループの企業価値または株主共同の利益に資さない大規模買付者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、当社は、このような者による大規模買付行為に対しては、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

(2) 基本方針実現のためのとり組みの具体的な内容の概要

① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

当社は、「ものづくりの世界の発展に貢献する」という会社の使命のもと、持続的な成長と企業価値の向上に努めることを最重要課題と考えております。そして、長期ビジョンとして、「成長企業への挑戦、夢をかなえるものづくり企業へ」を掲げ、経営基盤の強化にとり組んでおります。

こうした経営の基本方針に基づいて、当社グループは、工具、工作機械、ロボット、ベアリング、油圧機器および特殊鋼事業で蓄積してきた、総合機械メーカーとしての独自の技術、事業展開の強みを活かして、お客様のものづくりのプロセスに対して、高精度、高機能、高い信頼性を有した商品、技術、ソリューションを提供しております。

また、経営の透明性・公平性を高め、株主の皆様をはじめ当社グループと関係するお客様、サプライヤー、金融機関、従業員、地域社会など多様なステークホルダーとの良好な関係を築き、長期的かつ安定的な収益の確保をはかり、企業価値を高めて社会的な使命を果たすよう努めております。

当社グループは、長期的な展望に立って経営資源の拡充に努め、世界市場での事業基盤の確立と企業価値の最大化にグループをあげてとり組んでまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させ、上記(1)に記載の基本方針（当社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針をいいます。以下、同じとします。）を実現するため、2008年2月20日開催の当社第125期定時株主総会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を導入し、その後、2011年2月23日開催の当社第128期定時株主総会、2014年2月19日開催の当社第131期定時株主総会、2017年2月22日開催の当社第134期定時株主総会および2020年2月19日開催の当社第137期定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき継続いたしました（以下、当社第137期定時株主総会において継続をご承認いただいた対応策を「原施策」といいます。）。

当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策に関する議論の進展等も踏まえ、原施策の継続の是非や内容について検討を行った結果、2023年1月12日開催の当社取締役会において、原施策を一部変更のうえ継続する内容の当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、変更後の対応策を「本施策」といいます。）について決議し、2023年2月22日開催の当社第140期定時株主総会において本施策の継続に関する議案は承認可決されました。

- (a) 本施策継続の目的および本施策の対象となる当社株券等の買付け

本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所金融商品市場における買付け、公開買付け、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、上記(1)に記載の基本方針に沿って当社グループの企業価値を確保し、向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。

ここに、「特定株主グループ」とは、(i)当社株券等の保有者およびその共同保有者、または(ii)当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者をいい、「議決権保有割合」とは、特定株主グループが上記(i)の場合においては当該保有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが上記(ii)の場合においては当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいいます。

(b) 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールおよび大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主の皆様および当社取締役会による判断のための情報提供ならびに当社取締役会による検討・評価のための期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令および当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合または大規模買付行為によって当社グループの企業価値または株主共同の利益が著しく毀損される場合に限定することといたしました。

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、その判断の客観性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の社外取締役または社外有識者から構成される独立委員会を設置し、その意見を最大限尊重することといたしました。また、当社取締役会は、株主の皆様の意思を確認することが適切であると判断した場合には、株主意思確認のための株主総会（「株主意思確認総会」）を招集し、大規模買付対抗措置の発動その他当該大規模買付行為に関する株主の皆様の意思を確認することができるものといたしました。

なお、当社は、本施策に従って大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。また、本施策の有効期限は、2026年2月に開催予定の当社第143期定時株主総会終結の時までとします。

本施策の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nachifujikoshi.co.jp/>) に掲載の2023年1月12日付当社ニュースリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続のお知らせ」をご参照ください。

(3) 上記の各とり組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 基本方針の実現に資する特別なとり組み

上記(2)①に記載した企業価値向上のためのとり組みは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を持続的に確保し、向上させるための具体的方策として策定されたものであり、上記(1)に記載の基本方針の実現に資するものです。したがって、これらのとり組みは、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

(a) 本施策が基本方針に沿うものであること

本施策は、大規模買付者をして株主の皆様判断に必要かつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為または当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉または協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様提示すること等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記(1)に記載の基本方針に沿うものです。

(b) 本施策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、(i)本施策は当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上を目的とするものであること、(ii)大規模買付ルールの内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は事前に開示されていること、(iii)本施策の継続等について株主の皆様意思が反映されていること、(iv)大規模買付対抗措置の発動の手続について当社取締役会の判断に係る客観性・合理性が確保されていること、(v)本施策は経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を完全に充足していること、(vi)本施策は経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の内容も踏まえたものとなっていること、(vii)デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと理由から、本施策は当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を企業経営の基本の一つとして位置づけ、配当につきましては、連結業績、配当性向などを総合的に勘案し、安定的な配当を継続実施することを基本としております。内部留保資金につきましては、将来の事業展開、財務体質の強化に充当する考えであります。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	170,438	流 動 負 債	93,848
現 金 及 び 預 金	34,263	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	15,396
受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産	54,049	電 子 記 録 債 務	23,305
電 子 記 録 債 権	8,700	短 期 借 入 金	28,210
商 品 及 び 製 品	32,065	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	10,000
仕 掛 品	12,347	リ ー ス 債 務	936
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	22,749	未 払 費 用	6,063
そ の 他	6,402	未 払 法 人 税 等	1,770
貸 倒 引 当 金	△ 139	そ の 他	8,165
固 定 資 産	164,319	固 定 負 債	76,243
有 形 固 定 資 産	115,563	長 期 借 入 金	52,853
建 物 及 び 構 築 物	32,189	リ ー ス 債 務	2,358
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	64,602	繰 延 税 金 負 債	9,864
土 地	10,218	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	32
リ ー ス 資 産	3,237	株 式 給 付 引 当 金	567
建 設 仮 勘 定	2,569	退 職 給 付 に 係 る 負 債	8,662
そ の 他	2,746	そ の 他	1,903
無 形 固 定 資 産	4,282	負 債 合 計	170,091
ソ フ ト ウ エ ア	2,577	(純 資 産 の 部)	
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,565	株 主 資 本	130,628
そ の 他	139	資 本 金	16,074
投 資 そ の 他 の 資 産	44,473	資 本 剰 余 金	11,543
投 資 有 価 証 券	27,102	利 益 剰 余 金	111,352
長 期 貸 付 金	59	自 己 株 式	△ 8,343
退 職 給 付 に 係 る 資 産	11,260	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	28,205
繰 延 税 金 資 産	2,211	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,499
そ の 他	3,847	為 替 換 算 調 整 勘 定	14,508
貸 倒 引 当 金	△ 7	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	198
資 産 合 計	334,757	非 支 配 株 主 持 分	5,831
		純 資 産 合 計	164,665
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	334,757

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2023年12月1日から
2024年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		239,892
売上原価		189,632
売上総利益		50,259
販売費及び一般管理費		43,623
営業利益		6,636
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,327	
その他の	1,038	2,366
営業外費用		
支払利息	1,422	
持分法による投資損失	82	
その他の	3,262	4,766
経常利益		4,236
特別利益		
固定資産売却益	1,213	
投資有価証券売却益	3,664	4,877
特別損失		
固定資産除売却損	26	
投資有価証券評価損	60	
構造改革費用	4,202	
その他の	95	4,384
税金等調整前当期純利益		4,729
法人税、住民税及び事業税	2,696	
法人税等調整額	△715	1,981
当期純利益		2,747
非支配株主に帰属する当期純損失		603
親会社株主に帰属する当期純利益		3,351

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2024年11月30日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	93,694	流 動 負 債	82,501
現 金 及 び 預 金	16,699	支 払 手 形	18
受 取 手 形	6,064	買 掛 金	10,943
売 掛 金	26,310	電 子 記 録 債 務	22,104
電 子 記 録 債 権	9,221	短 期 借 入 金	17,191
契 約 資 産	559	コマーシャル・ペーパー	10,000
商 品 及 び 製 品	9,913	リ ー ス 債 務	173
仕 掛 品	8,184	未 払 金	3,519
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	13,007	未 払 費 用	2,849
前 払 費 用	441	未 払 法 人 税 等	1,048
未 収 入 金	1,062	契 約 負 債	38
未 収 消 費 税 等	156	預 り 金	14,088
そ の 他	2,385	そ の 他	525
貸 倒 引 当 金	△ 313	固 定 負 債	63,253
固 定 資 産	145,745	長 期 借 入 金	48,921
有 形 固 定 資 産	65,781	リ ー ス 債 務	356
建 物	17,413	繰 延 税 金 負 債	4,901
構 築 物	1,094	株 式 給 付 引 当 金	567
機 械 及 び 装 置	37,539	退 職 給 付 引 当 金	6,616
車 両 運 搬 具	19	そ の 他	1,890
工 具 器 具 及 び 備 品	1,200	負 債 合 計	145,754
土 地	6,989	(純 資 産 の 部)	
リ ー ス 資 産	442	株 主 資 本	80,382
建 設 仮 勘 定	1,081	資 本 金	16,074
無 形 固 定 資 産	4,020	資 本 剰 余 金	11,420
ソ フ ト ウ エ ア	2,470	資 本 準 備 金	11,420
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	1,519	利 益 剰 余 金	61,229
そ の 他	30	利 益 準 備 金	353
投 資 そ の 他 の 資 産	75,942	そ の 他 利 益 剰 余 金	60,876
投 資 有 価 証 券	25,396	別 途 積 立 金	2,200
関 係 会 社 株 式 及 び 出 資 金	38,395	繰 越 利 益 剰 余 金	58,676
長 期 貸 付 金	1,348	自 己 株 式	△ 8,343
長 期 前 払 費 用	11	評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,303
前 払 年 金 費 用	8,330	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,303
そ の 他	2,460	純 資 産 合 計	93,685
資 産 合 計	239,440	負 債 及 び 純 資 産 合 計	239,440

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年12月1日から 2024年11月30日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売上高		159,298
売上原価		135,178
売上総利益		24,119
販売費及び一般管理費		21,738
営業利益		2,380
営業外収益		
受取利息及び配当金	5,574	
その他	412	5,986
営業外費用		
支払利息	412	
その他	1,982	2,395
経常利益		5,972
特別利益		
固定資産売却益	564	
投資有価証券売却益	3,649	4,214
特別損失		
固定資産除売却損	21	
投資有価証券評価損	60	
構造改革費用	1,297	1,380
税引前当期純利益		8,806
法人税、住民税及び事業税	1,195	
法人税等調整額	15	1,211
当期純利益		7,595

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年1月27日

株式会社不二越
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安 藝 眞 博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 康 宏
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不二越の2023年12月1日から2024年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二越及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年1月27日

株式会社不二越
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

富山事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	藝	眞	博
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	田	康	宏

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二越の2023年12月1日から2024年11月30日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年12月1日から2024年11月30日までの第142期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各とり組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各とり組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2025年1月27日

株式会社 不二越 監査等委員会

常勤監査等委員 小林 昌 行 ⑩

監査等委員 山 崎 昌 一 ⑩

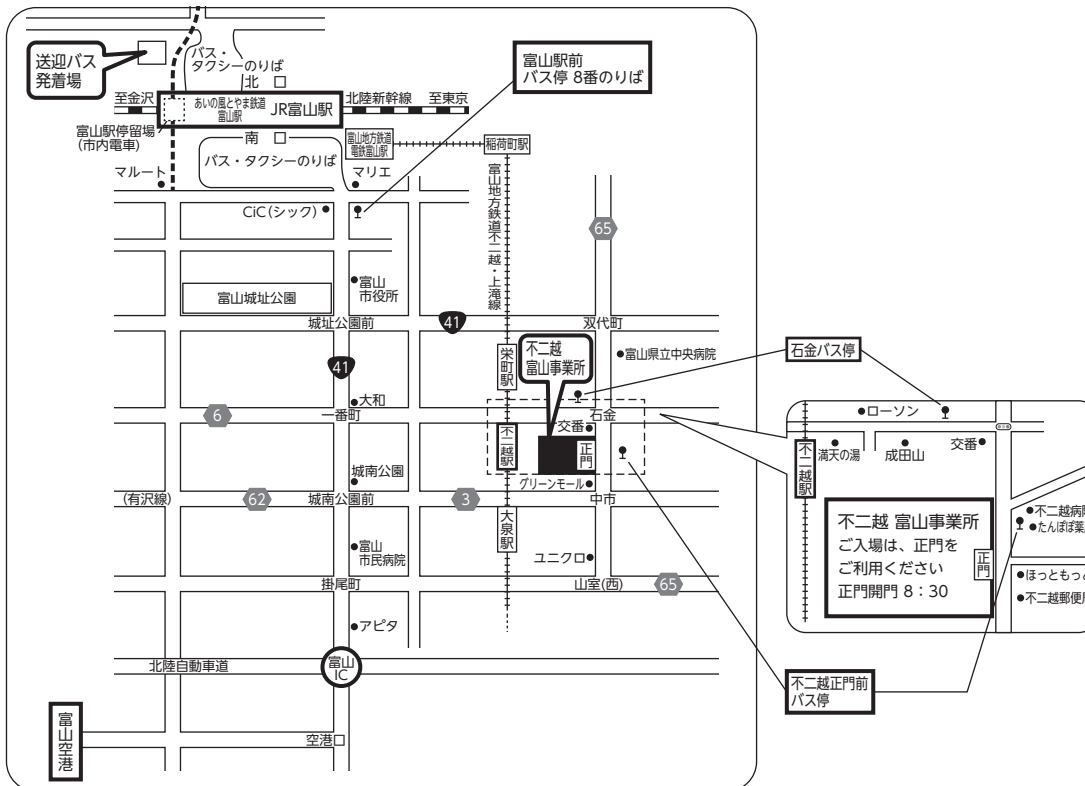
監査等委員 澤 近 泰 昭 ⑩

監査等委員 後 藤 恵 実 ⑩

(注) 監査等委員山崎昌一、澤近泰昭および後藤恵実は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場 ご案内図

当社富山事業所 不二越ものづくりセンター2階 Kohki Hall
富山市不二越本町一丁目1番1号
電話(076)423-5111(代表)



※当日は、ショールーム・ロボットFA展示場を自由にご見学いただけます(総会前に限ります)。

- 交通
- 富山地方鉄道 不二越・上滝線 不二越駅下車 徒歩約10分
 - 富山地铁バス 「富山駅前」8番のりば乗車 「石金」下車 徒歩約5分 または「不二越正門前」下車すぐ
 - お車 JR富山駅から約15分、富山空港または富山インターチェンジから約20分
 - 送迎バス 当日は、JR富山駅北口から当社送迎バスを運行いたします(富山駅北口8:40発・9:30発)。

※予期せぬ交通渋滞が生じた場合は、会場への到着が遅れることも想定されますので、ご了承ください。

- お願い
- ご入場は、富山事業所正門をご利用ください。
 - 事業所内の駐車場は収容台数に限りがあるため、極力、公共交通機関または送迎バスをご利用ください。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。